

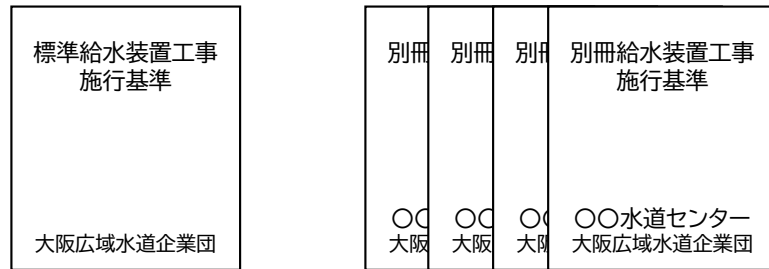
給水装置工事施行基準の標準化について

1 概要

- 各水道事業の給水装置工事の申込手続きは、それぞれの給水装置工事施行基準（以降：施行基準）に基づき受付・審査しており、設計審査方法、工事検査方法及び給水装置工事に関する手数料（以降：手数料）は異なる運用となっています。
- 公平なサービスや業務の効率化を目的とし、令和6年10月1日から13水道事業の施行基準を標準化し、手数料も統一します。

2 標準給水装置工事施行基準の策定

- 標準施行基準は、適正な給水装置の設置と給水装置工事の円滑な施行を図るため、工事申込みの設計審査等に関する必要な基準を示したものです。ただし、各水道事業が適切な給水装置や配水施設を管理するために独自の取扱いが必要なものは各水道事業で別冊として基準を定めます。



3 手数料の統一

- 企業団13水道事業で徴収している設計審査手数料と工事検査手数料を統一します。

給水管の口径	25mm以下	30mm～50mm	75mm以上
設計審査手数料	3,000円	5,100円	9,400円
工事検査手数料	4,800円	6,900円	11,100円

[廃止する手数料]

- ・工事立会手数料、制水弁操作手数料、設計手数料など特別な手数料は廃止します。

4 手数料の改定・統一時期

- 令和6年10月から緩和措置を設けて1年ごとに改定し、令和8年10月に手数料を統一します。

[改定時期]

- ・令和6年10月1日、令和7年10月1日、令和8年10月1日の計3回

[統一時期]

- ・令和8年10月1日

[緩和措置の内容]

- ・統一後の手数料が増額となる場合は、緩和措置として増額分を3回に分けて手数料を改定します。
- ・減額となる手数料は、緩和措置を設けずに手数料を統一します。

